

# CLIP 1 火災から大切な生命と財産を守りましょう

春は空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。そのため、3月1日から3月7日は全国一斉に「春季全国火災予防運動」が実施されます。下記の「住宅火災からいのちを守る7つのポイント」を参考にしながら、火の元に気を付けるなど皆さんも火災予防に努め、火災から大切な生命や財産を守りましょう。

## 住宅火災からいのちを守る7つのポイント

- ◎3つの習慣
- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどから離れるときは、必ず火を消す。
- ◎4つの対策
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災に対応したものを使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- 高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣り近所の協力体制をつくる。



平成27年度宮崎市消防局防火ボスター最優秀賞  
宮崎市立小松台小学校3年福田 百萌さん

### 火災警報器の設置は義務です

住宅用火災警報器は、火災の発生を早期に知らせ、命を守るために大切なものです。設置が義務付けられていますので、未設置の家庭は早期に設置しましょう。また、設置している家庭では、定期的に作動確認を行うなどの維持管理をお願いします。

### 消防団が火災予防を呼び掛けます

春季全国火災予防運動に合わせて、今年の無事故、無火災などを祈願するため、防火祈願祭を行います。祈願祭終了後は防火広報出発式を行い、消防団の各分団が各地域で火災予防を呼び掛けますので、皆さんも火災予防に努めましょう。  
日時/3月1日(火) 9時から  
場所/宮崎神宮御神前  
[問] 消防局総務課 ☎32-4902  
FAX 27-8675

# CLIP 2 事例で説明します。土地利用のルール

暮らしやすいまちをつくるため、土地の使い方は法律で定められたルールがあります。ここでは、市役所への相談が多い事例をもとに、どのようなルールがあるのかを紹介します。

### 事例1

#### 宅地を購入したけど、住宅が建てられない

宅地であっても、希望する建物を建てられないことがあります。例えば、市街化を抑制する市街化調整区域では、農業を営む人の住宅など法律で認められた建物でなければ、建てるのができません。土地を購入する場合は、その土地でどのような建物が建築できるか、事前に確認しましょう。また、建物を建てる場合は、皆さんの生命や財産を守るため、事前に建物の安全性を確認する建築確認申請が必要です。

- [問] 市街化調整区域について  
開発指導課 ☎21-11818  
FAX 20-83323
- [問] 建築確認申請について  
建築指導課 ☎21-11813  
FAX 21-11815

### 事例2

#### 駐車場にしようと思ってるけど、農地の利用が認められない

農地の中でも特に将来にわたって農業上の利用を図る農用地区域(青地)内では、農業以外の利用が厳しく制限されています。青地でなかったとしても、農地を農業以外に利用する場合は、農地転用の許可が必要です。このように、土地によっては、建物を建てる場合でも、希望する利用(駐車場など)が認められないことがあります。やむを得ず、農地を農業以外の目的で利用する場合は、事前に担当課まで相談してください。

- [問] 農地転用について  
農業委員会事務局 ☎21-1784  
FAX 20-11565
- [問] 青地について  
農政企画課 ☎21-1785  
FAX 21-1786

市役所に寄せられる土地相談の一部を紹介しました。土地の利用や建物の新築などを検討している人は、希望どおりの利用や建築ができるか、必ず市役所へ確認してください。

農業委員会事務局  
主事 宮地 摩依

